

第 3 章 配慮事項



第3章 配慮事項

1. 屋外広告物の種類別の配慮事項

(1) 屋上広告物

対象広告物 ①③ [P7]

屋上広告物の考え方

屋上広告物は建物の壁面の延長として捉え、周辺の建物によるスカイラインの連続性に配慮し、建物と一体的なデザインや見え方になるよう工夫しましょう。

必要最小限の数とする

- ☐ 1棟の建物に対して、複数の屋上広告物を設置しない。

周辺の建物のスカイラインを崩さない

- ☐ 隣接する建物や連続するスカイラインから突出しない高さ・規模とする。

建物と一体的にデザインする

- ☐ 建物と一体的な形状・配置とする。
- ☐ 原則として横長とし、安定感のある形状とする。
- ☐ 看板の基礎部分が地上から見えないような形状とする。

■改善前のイメージ



■改善後のイメージ



(2) 壁面広告物

対象広告物 ④⑤⑧ [P7]

壁面広告物の考え方

壁面広告物は建物の外壁の一部として捉え、開口部などの建物の表情を損なわないよう、建物の外壁と一体的なデザインや見え方になるよう工夫しましょう。

建物の表情を生かした外観を形成する

- ☐ 壁面を覆うような大きさ・形状のものを避ける。

建物と一体的にデザインする

- ☐ 建物と一体的な形状・配置とする。

規則的に配置する

- ☐ 複数の広告を設置する場合は、大きさや形状を揃え、壁面のデザインに配慮し、規則的に配置する。

周辺の街並みに配慮する

- ☐ 周辺の街並みの連続性に配慮し、隣接する建物の広告物と調和する大きさ・形状とする。

■改善前のイメージ



■改善後のイメージ



※壁面に設置する大型ビジョンについては、P18も参照。

(3) 広告幕

対象広告物 ⑯ [P7]

広告幕の考え方

広告幕は、開口部などの建物の表情を損なわないよう、規模や本数をできる限り抑え、建物の外壁と一体的なデザインや見え方になるよう工夫しましょう。

必要最小限の大きさとする

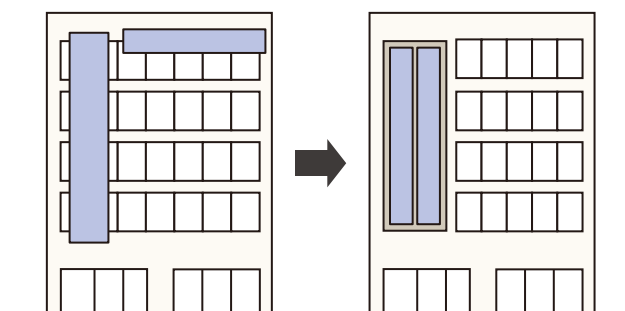
- ☐ 建物や周辺の街並みとのバランスに配慮し、最小限の大きさとする。

建物と一体的にデザインする

- ☐ 建物と一体的な形状・配置とする。

■改善前のイメージ

■改善後のイメージ



(4) 突出広告物

対象広告物 ⑥⑪ [P7]

突出広告物の考え方

突出広告物は壁面の一部と捉えて、周辺の建物の壁面の連続性を損なわないよう、規則的に配置しましょう。

必要最小限の数とする

- ☐ 広告物をできる限り集約する。
- ☐ 原則、一壁面に一つの突出看板とする。

規則的に配置する

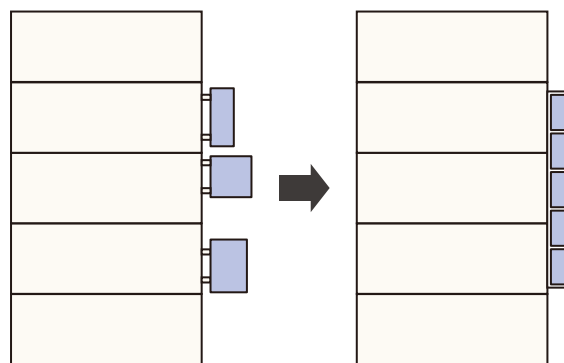
- ☐ やむを得ず複数の広告を設置する場合は、大きさや形状・色彩・突出幅を揃え、壁面のデザインに配慮し規則的に配置する。

周辺の街並みから突出させない

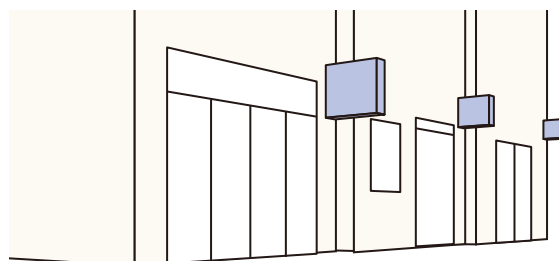
- ☐ 周辺の街並みの連続性に配慮し、隣接する建物と広告物の設置位置や突出幅を揃える。

■改善前のイメージ

■改善後のイメージ



■隣接する建物と連続した広告物



(5) 地上設置広告物

対象広告物 ②⑦ [P7]

地上設置広告物の考え方

地上設置広告物は、通りの見通しや人の通行の妨げとならないような配置や大きさ・高さに十分に配慮しましょう。

必要最小限の数とする

- ☐ 広告物を乱立させず、できる限り集約する。

規則的に配置する

- ☐ やむを得ず複数の広告を設置する場合は、大きさや形状、色彩を揃え、規則的に配置する。

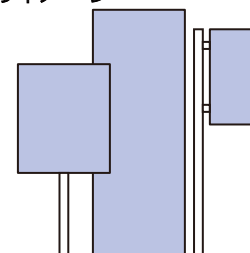
歩行者の通行や見通しを妨げない

- ☐ 歩行者や自転車の通行や見通しを妨げない大きさ・高さ・配置とする。
- ☐ 歩行者に圧迫感を与えない大きさ・高さとする。

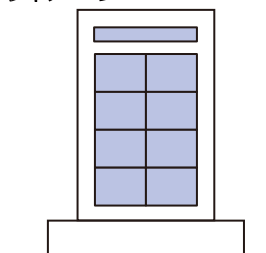
足元のデザインを工夫する

- ☐ 支柱は、周辺の街並みとの調和に配慮したデザインとする。
- ☐ 周辺のみどりとの連続性を考慮し、支柱足元を緑化する。

■改善前のイメージ



■改善後のイメージ



(6) 立て看板・広告旗

対象広告物 ⑩⑫⑬ [P7]

立て看板・広告旗の考え方

敷地内の立て看板や広告旗は、通りの見通しや人の通行の妨げとならないような配置や大きさ・高さに十分に配慮しましょう。特に、広告旗は、周辺の街並みの連続性に配慮しながら効果的に利用し、街並みににぎわいを演出しましょう。

必要最小限の数とする

- ☐ 同一のものや同じ情報の複数設置を控え、必要最小限の数とする。

規則的に配置する

- ☐ やむを得ず複数の広告を設置する場合は、大きさや形状、色彩を揃え、規則的に配置する。

歩行者の通行や見通しを妨げない

- ☐ 歩行者や自転車の通行や見通しを妨げない大きさ・高さ・配置とする。

足元のデザインを工夫する

- ☐ 支柱を含めた形状や素材を工夫し、周辺の街並みとの調和に配慮したデザインとする。

■改善前のイメージ



■改善後のイメージ



■敷地内に設置された広告物



(7) 電柱・街路灯柱利用広告物

対象広告物 ②③ [P7]

電柱・街路灯柱利用広告物の考え方

道路上の電柱・街路灯柱を利用した、はり紙・はり札・広告旗・立看板の広告掲出は禁止されています。しかし、一定の規格を満たしたものについては、電柱・消火栓標識等への広告の掲出は認められています。また、商店会街路灯を利用したフラッグなどは、一時的な飾りつけをする場合等に添加することができます。

規則的に配置する

- ☐ 隣接する広告物と大きさや形状、色彩を揃え、規則的に配置する。

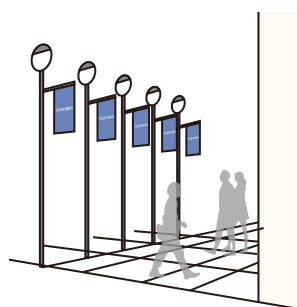
歩行者の通行や見通しを妨げない

- ☐ 交通標識や信号を遮らない位置に設置する。

通りの賑わいを演出する

- ☐ 街並みのアクセントとして、通りの賑わいづくりに配慮した質の高いデザインとする。

■通りでデザインが統一されたフラッグ広告



(8) アーチ

対象広告物 ⑪ [P7]

アーチの考え方

商店街などに設置されるアーチは、地域の街並みの印象に大きく影響を与えることから、周辺の街並みや地域の特性に配慮したデザインにより、地域の魅力づくりに効果的に活用しましょう。

通りの賑わいを演出する

- ☐ 商店街や地域のシンボルとして、通りの賑わいづくりに配慮した質の高いデザインとする。

(9) はり紙・はり札

対象広告物 ⑨ [P7]

はり紙・はり札の考え方

はり紙・はり札は壁や塀等に手軽に設置できますが、耐久性に劣るため、街並み景観が損なわれやすい広告であり、掲出しないことを基本とします。

掲出期間を限定し必要最小限の数とする

- ☐ やむを得ず掲出する場合は、期間を定め、提出期間を超過しないようにする。
- ☐ 同一のものや同じ情報の複数掲出を控え、最小限の数とする。

規則的に配置する

- ☐ やむを得ず掲出する場合は、フレームや掲示板を用い集約化する。

■改善前のイメージ



■改善後のイメージ



第3章 配慮事項

1. 屋外広告物の種類別の配慮事項

(10) 車体利用広告物

対象広告物 ⑭⑮ [P7]

車体利用広告物の考え方

乗用車や電車、路面電車、路線バスなどの車体の外面を利用した屋外広告物や広告宣伝車は、住宅系の地域や駅周辺の商業系地域など異なる特性を持った様々な地域を走行するため、地域特性を把握し、周辺との調和に配慮しましょう。

- 自動車や自転車運転者の注意力や交通信号、交通標識を妨げないよう、絵柄や文字の過密な表示や派手な色彩は避ける。
- 東京都屋外広告物条例において、映像を写し出すものや発光・点滅または反射する素材など他の運転者の車両運行の支障となる広告の表示は禁止としている。

(参考) 商業宣伝目的の拡声機の使用については、環境確保条例により時間制限や音量などの遵守事項があります。

■文字を少なくし、落ち着いた色彩のイラストが使用された広告



(11) 床面利用広告物

対象広告物 ⑱ [P7]

床面利用広告物の考え方

路面等の床面を利用した広告物は、広告板や広告塔等の屋外広告物と同様に規模やデザインについて周辺の街並みとの調和に配慮するとともに、歩行者等が実際に通行することを踏まえ、安全性に十分に配慮しましょう。

- 建物や周辺の街並みとのバランスに配慮し、最小限の大きさとし、1つの敷地に複数の広告を設置する場合は集約する。
- 広告物の表示にあたっては、歩行者の安全性や美観に配慮し、滑りにくい素材や耐久性の高い素材を使用する。

■シンプルなデザイン入口サイン（イメージ）



(12) デジタルサイネージ

対象広告物 ⑤⑦ [P7]

デジタルサイネージの考え方

大型ビジョン等に映像を表示するデジタルサイネージは、輝度が高く面積が大きいものが多く周辺に与える影響が大きいことから、表現の内容や方法を工夫し、街並みとの調和に配慮しましょう。

- 自動車や自転車の運転者の視線や交通信号、交通標識が保護されるよう、派手な色彩や点滅、変化の激しい動画は避ける。
- 夜間は輝度を落とすなど、周辺の明るさに応じて輝度を調整する。

■建物壁面に設置された大型ビジョン



(参考) 商業宣伝目的の拡声機の使用については、環境確保条例により時間制限や音量・設置位置などの遵守事項があります。

(13) 投影広告物

対象広告物 ①⑨②① [P7]

投影広告物の考え方

建物の壁面等を利用したプロジェクションマッピングや空中に立体的に映像を表示する空間投影などが広告としても活用されるようになっていきます。これらの広告物は、動きや音を伴う大規模な映像を表示することができ、周辺への影響が大きいため、表現内容や表現方法を工夫し、歩行者の安全性等の周辺の環境に十分に配慮しましょう。

- ☐ 歩行者や自動車等の運転手の注意をひく、動きを伴う映像を投影する場合、安全性に十分に配慮する。

(14) 自動販売機

対象広告物 ②⑤ [P7]

自動販売機の考え方

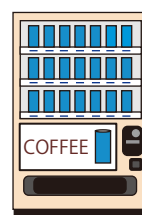
自動販売機は、広告の表示を最小限にとどめ、街並みとの調和に配慮しましょう。

- ☐ ブランドや商品名などは最小限の表示とする。
- ☐ 建物や周辺の街並みに調和する落ち着いた色彩とする。

■改善前のイメージ



■改善後のイメージ



屋外広告物に準ずるもの

(15) 窓面を利用した広告物

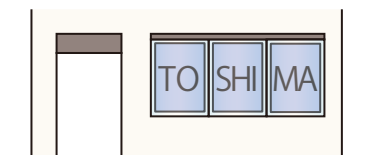
対象広告物 ②⑥ [P7]

窓面を利用した広告物の考え方

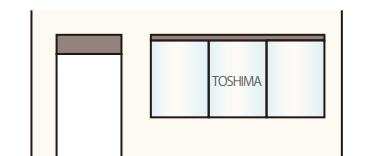
窓ガラス等の開口部を利用した広告は掲出しないことを基本とし、やむを得ず表示する場合は、建物の表情を損なわないよう、建物のデザインと調和しすっきりとしたデザインとなるよう工夫しましょう。

- ☐ やむを得ず表示する場合は、必要最小限の大きさとし、開口部を覆うような表現は避ける。
- ☐ 切り文字を使用するなど、色数を抑えたシンプルなデザインとする。

■改善前のイメージ



■改善後のイメージ



2. 色彩計画の配慮事項

色彩計画の考え方

広告物に掲載された情報が伝わりやすいよう、使用する色彩は周辺の環境や街並みを損なう色使いを避け、すっきりと情報を際立たせるような表現とします。

広告物の基調色は彩度を抑える

- ☐ 広告面の背景となる部分には、鮮やかすぎる彩度の使用を控える。
- ☐ 背景と文字の色を反転するなど、高彩度の色を使用する面積をできるだけ抑える。

使用する色数を最小限に抑える

- ☐ 広告物を設置する建物の外壁や周辺環境に応じて、広告物の1面に使用する色数を最小限に抑える。
- ☐ グラデーション等の特殊な効果の使用を控える。

街並みにあった色彩とする

- ☐ 地色と表示色を反転させるなど、周辺の街並みと調和する落ち着いた色彩とする。
- ☐ 建物と一体的に見えるよう、建物の外壁に使用されている色と調和する色彩とする。
- ☐ 支柱や地色は、建物や周辺の街並みと調和する落ち着いた色彩とする。
- ☐ 周辺の景観に対して圧迫感を与えないよう、低明度の黒に近い色を使用する面積をできるだけ抑える。
- ☐ 空を背景とした広告物は低明度の色の使用を避ける、緑を背景とした広告物は高明度の白に近い色の使用を避けるなど、広告物を設置する背景と調和する色彩とする。

素材を活かした色彩を用いる

- ☐ 木材等を使用する場合は、素材の持ち味を生かす。
- ☐ 木材の防腐のための保護塗装を行う際は、自然の色合いを大切にします。

標識と紛らわしくない色彩を用いる

- ☐ 道路標識で用いられている彩度の高い赤や青、黄色等の使用は避ける。

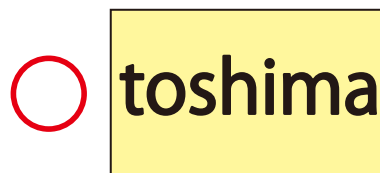
以下の地域は、色彩に関する屋外広告物の表示等の制限があります。

○六義園周辺(P26,27参照) ○雑司が谷地域(P30,31 参照)

■背景と文字の色を反転することで、周囲との対比を和らげることができます



■使用する色数を減らすことで、落ち着いた印象になります



■低明度の色の面積を抑えることで、圧迫感を軽減できます



3. 照明を用いた屋外広告物の配慮事項

照明を用いた屋外広告物の考え方

過度に明るく照らすことを控え、夜間の賑わい、空間演出に貢献するよう、周辺の環境、街並みと調和した表現とします。

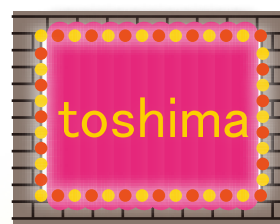
過度な照明を控える

- ☐ 光源が点滅するもの(回転するものや動きを伴うものを含める)の使用は控える。
- ☐ 強い光の点滅で人目を引くものとししない。
- ☐ 深夜は照度、輝度を落としたり、消灯するなど、光が周囲に与える影響に配慮する。
- ☐ 低層部では、街路灯や建築物の照明と併せて歩行空間の雰囲気づくりに配慮する。

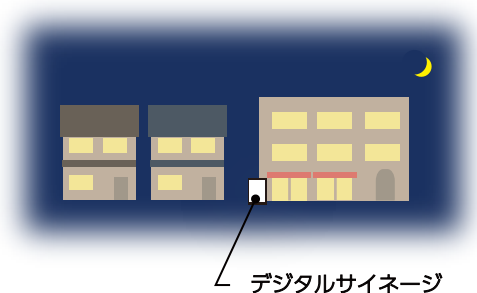
住宅地に調和した照明とする

- ☐ 住居系の地域では、夜間の照度、輝度を控える。
- ☐ 住居系の地域では、発光面を小さくし、必要以上に明るい光源としない。
- ☐ 住居系の地域では、電球色の光源を使用し温かみのある照明とする。
- ☐ 住居系の地域では、デジタルサイネージの設置は控える。

■派手な色彩や点滅する照明を避け、バックライトなどの工夫により空間演出に配慮します



■住宅地では、デジタルサイネージなどの過度にまぶしい照明は周辺の環境を阻害する要因となります



4. 広告物の文字（見やすさ、読みやすさ）

見やすい広告物の文字の考え方

広告物の文字は、掲示する内容が簡潔に伝えられるよう、文字量を最小限に整理し、見やすく、メリハリをつけたデザインを心がけるものとします。

情報量を整理して簡潔に要点のみを表示

- 歩行者等の視点を意識して、広告物の大きさ、歩行者からの距離に応じ、必要最小限の情報量とする。
- 文字の大きさを変えてメリハリをつける。
- 文字自体の視認性を高めるため、行間、文字間等に十分な余白を確保する。
- 歩行者等の視点を意識して、街並みにふさわしい必要最小限の文字の大きさとする。

デザインされた情報で伝える

- 情報量の多い写真やイラスト等を用いる場合は、広告面全体がすっきりした印象となるような工夫をする。
- 屋上広告板、壁面広告板ではなく、切り文字、箱文字を活用し、背面の素材を生かしたシンプルな表示とすよう検討する。

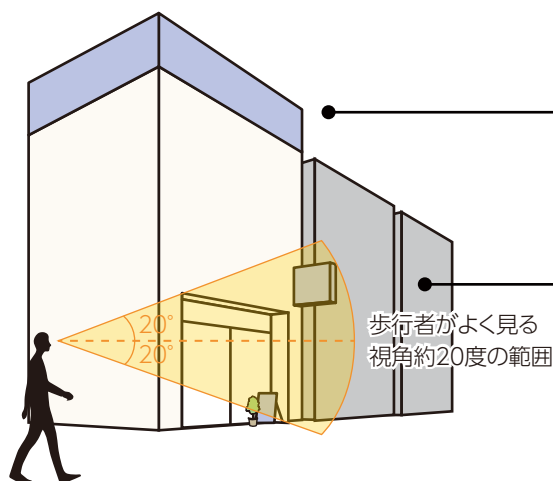
■表示内容を店名やロゴマークなどに留めることですっきりとした印象になります



■シンプルな箱文字などにより背面の素材の質感を生かした表現となります



■歩行者の目が行きやすい場所と広告物の文字



おおむね3階以上に屋外広告物を設置する場合は、情報量を少なくし、シンプルな表示となるよう配慮する必要があります。

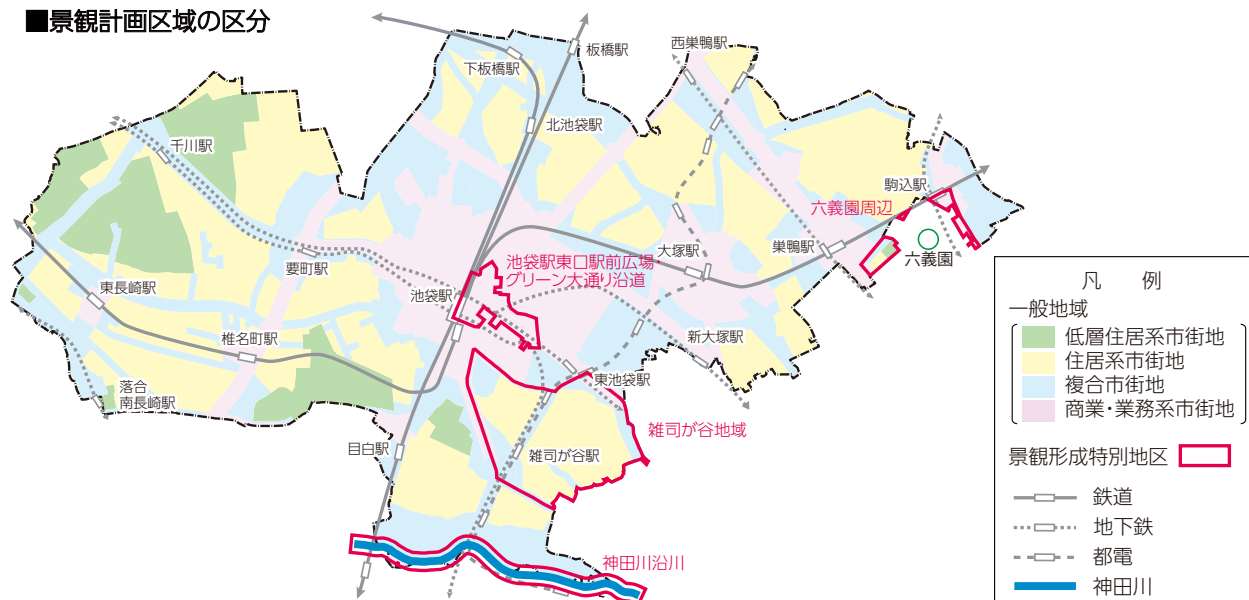
おおむね2階以下に屋外広告物を設置する場合は、伝えたい情報を整理し、分かりやすく、印象的な表示となるよう配慮する必要があります。

※『屋外広告の知識デザイン編（第四次改訂版）』（西川潔監修,平成25年,株式会社ぎょうせい）を参考に作図。

5. 地域別の配慮事項

- 区内には様々な特性を持つ地域があります。それぞれの地域特性に配慮した屋外広告物の計画にする必要があります。
- 豊島区景観計画では、区内全域を「一般地域」に位置づけ、都市構造や用途地域などを踏まえ4区分しています。本ガイドラインでは、区内全域を「住居系の地域」、「その他の地域」に区分し、屋外広告物の表示・掲出に係る配慮事項を示します。
- また、自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的に推進する地区を「景観形成特別地区」に指定し、地区の特性に応じた屋外広告物の表示・掲出に係る制限を設けている地区があります。

■景観計画区域の区分



■景観計画区域の区分

本ガイドラインにおける区分	一般地域の区分	用途地域
住居系の地域	低層住居系市街地	第一種低層住居専用地域
	住居系市街地	第一・二種中高層住居専用地域
その他の地域	複合市街地	第一・二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域
	商業・業務系市街地	商業地域

■景観形成特別地区

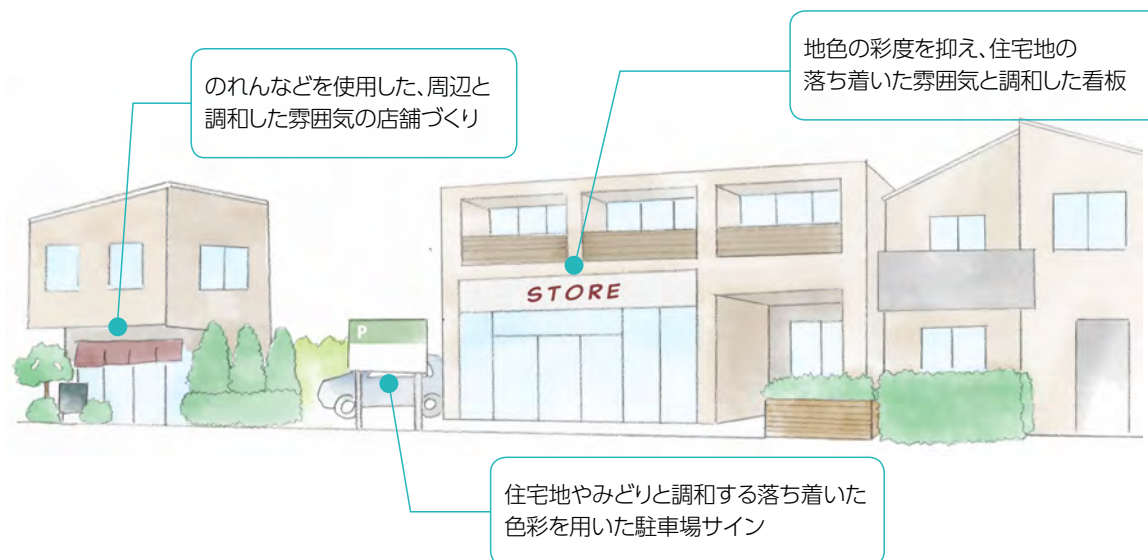
景観形成特別地区	指定理由	規制等の適用
神田川沿川	○区内で唯一、水面を望むことができる神田川は、水辺の安らぎや川沿いのみどりを楽しめる空間となっています。 ○東京都景観計画では、東京の景観構造の主要な骨格となる景観基本軸に位置づけられています。	「神田川沿川 景観形成特別地区」の基準はありません。
六義園周辺	○国の特別名勝である六義園（文京区）周辺では、庭園からの眺望を保全し、歴史的・文化的な景観を継承していきます。 ○東京都景観計画では、文化財庭園等景観形成特別地区に指定されています。	「六義園周辺 景観形成特別地区」の基準
池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道	○池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸として、新たな文化とにぎわいの舞台にふさわしい街並みを形成します。	「池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道 景観形成特別地区」の基準
雑司が谷地域	○国の重要文化財である鬼子母神堂を核とした歴史を感じさせる良好な住環境を有しています。高低差のある地形、雑司が谷霊園等の豊富な地域資源を生かし、歴史が感じられるみどり豊かな街並みを形成します。	「雑司が谷地域 景観形成特別地区」の基準

(1) 一般地域

① 住居系の地域

住居系の地域では、できる限り屋外広告物を設置せず、店舗等の必要部分のみに必要最小限で設置するものとし、屋外広告物を設置する場合は、住宅地の落ち着いた街並みを損なわないものとします。

■屋外広告物の配慮イメージ



【参考】東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示等の制限について

豊島区景観計画における低層住居系市街地(一低層)、住居系市街地(一中高、二中高)は、東京都屋外広告物条例において禁止区域(屋外広告物を表示し、または掲出する物件を設置することを禁止する地域又は場所)に定められている地域です。公共公益目的の広告物や以下の制限事項を満たす自家用広告物(自社名、ビル名、店名、商標の表示など)に限って屋外広告物を表示、または掲出することができます。

〈表示等の制限事項〉

- ☐ 許可を受ければ、合計面積が20㎡以下(ただし、学校及び病院は50㎡以下)の広告物まで表示、または設置ができます。(合計面積5㎡以下は許可を受けずに掲出可能)
- ☐ 建物の屋上に広告物を表示、または設置できません。
- ☐ 壁面から突出した広告物を表示、または設置できません。
- ☐ 光源を使用する場合は、ネオン管の使用はできません。

② その他の地域

その他の地域では、比較的自由に広告物を設置できますが、屋外広告物を設置する場合は、無秩序な設置を控え、街並みや賑わいの連続性を損なわないものとします。

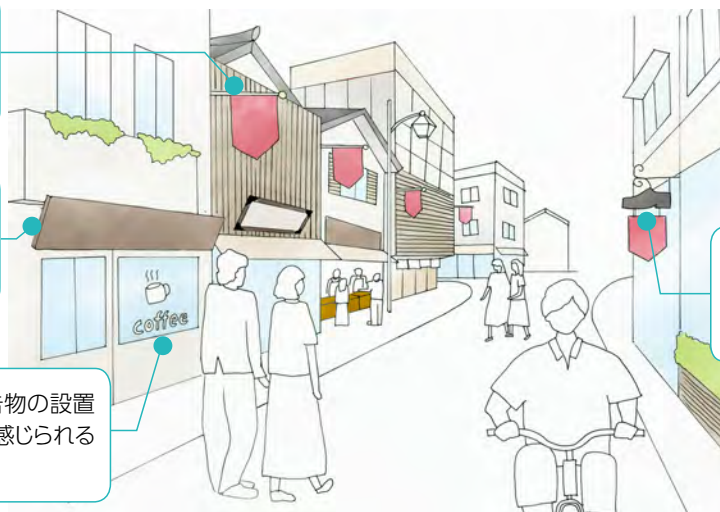
特に駅周辺の地域では、まちの顔となる魅力的な景観づくりが、幹線道路沿道では、街並みの連続性が感じられる景観づくりが必要となります。

■屋外広告物の配慮イメージ（駅周辺）

色彩が統一された
フラッグ(突出広告)により
賑わいを演出

周辺の建物の広告物と
大きさや位置を揃え、
心地よい賑わいを演出

窓面等の開口部を覆う広告物の設置
は控え、施設内の賑わいが感じられる
すっきりとした広告物



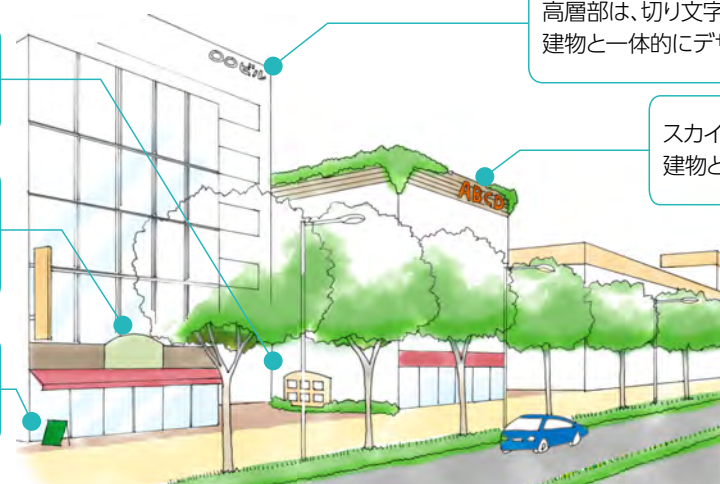
商品をモチーフとして、
印象的かつすっきりと
デザインされた看板

■屋外広告物の配慮イメージ（幹線道路沿道）

建物内の店舗等の情報が
集約された広告物

低層部は周辺の広告物と
大きさや位置を揃え、通り
の連続性を損なわない

歩行者の通行を妨げない
位置に設置



高層部は、切り文字、箱文字により
建物と一体的にデザイン

スカイラインを乱さない、
建物と一体的な形状

【参考】東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示等の制限について

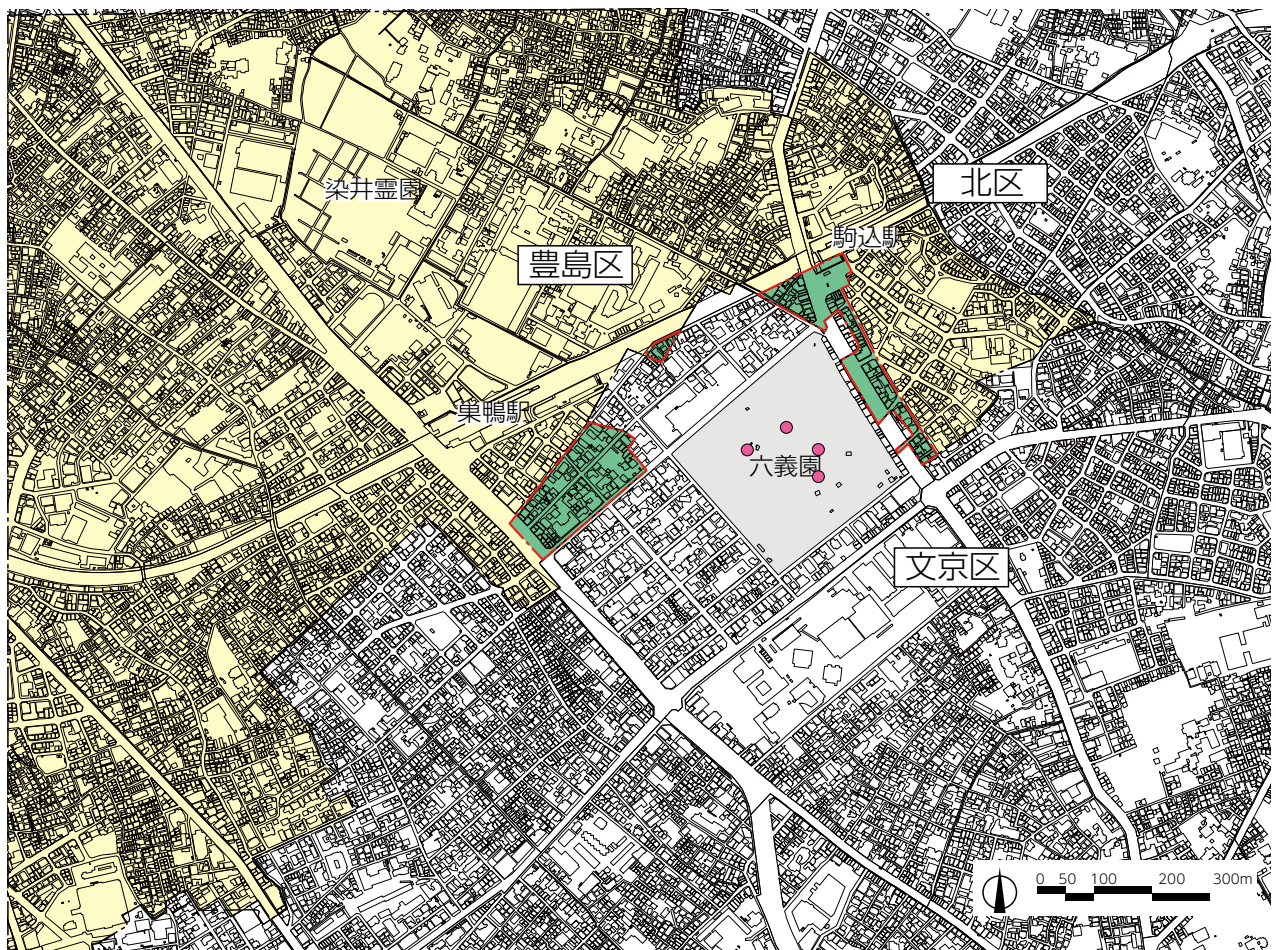
豊島区景観計画における複合市街地（一住、二住、近商、準工）、商業・業務系市街地（商業）は、東京都屋外広告物条例において許可区域（屋外広告物を表示し、または掲出する物件の設置に知事の許可を要する地域又は場所）に定められている地域です。規格を満たし許可を受ければ、屋外広告物を表示、または掲出することができます。

(2) 景観形成特別地区

① 六義園周辺景観形成特別地区

六義園周辺景観形成特別地区は、六義園の外周線から概ね100mから300mまでの区域とします。
庭園周辺においては、庭園の内部から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制します。

■区域図



凡 例

- 六義園周辺景観形成特別地区
- 豊島区域
- 眺望点

豊島区景観計画に基づく屋外広告物の表示等の制限について

豊島区景観計画では、景観形成特別地区の区域内で、かつ地盤面から20m以上の部分を規制範囲と定めており、以下の制限事項を満たす自家用広告物(自社名、ビル名、店名、商標の表示など)、公共公益目的の広告物、非営利目的の広告物に限って屋外広告物を表示、または掲出できるものとしています。

〈表示等の制限事項〉

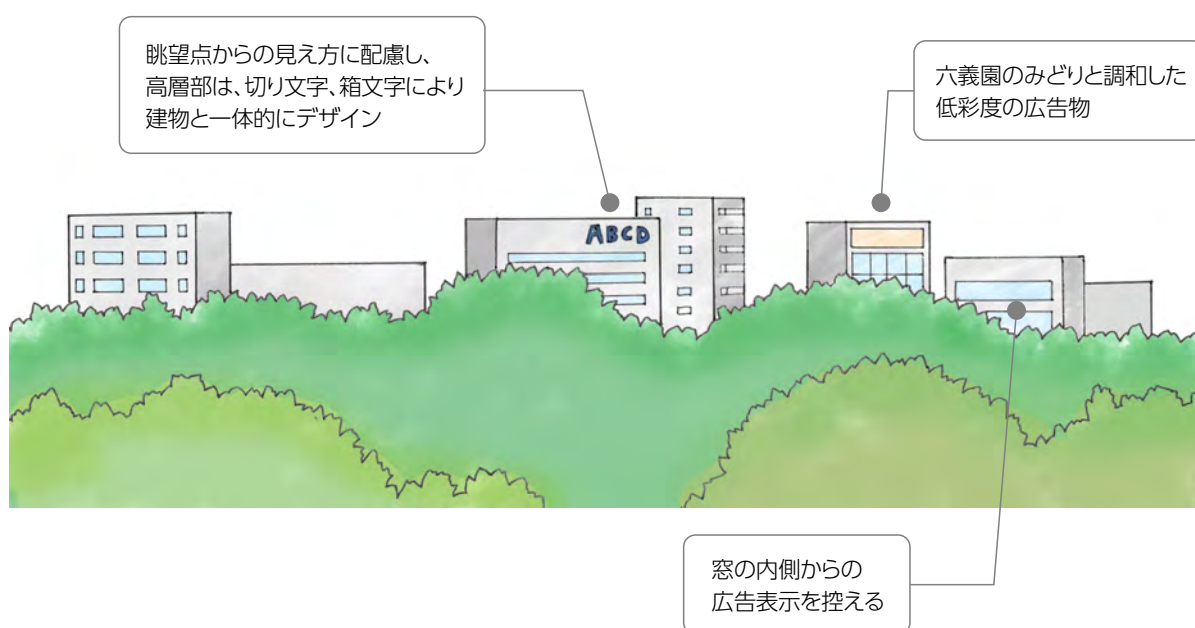
- ☐ 地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、または設置できません。
- ☐ 地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用できません。
- ☐ 建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、六義園の景観と調和した低彩度色を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定めます。

＜色相＞	＜彩度＞
0.1R～10R	→5以下
0.1YR～5Y	→6以下
5.1Y～10G	→4以下
0.1BG～10B	→3以下
0.1PB～10RP	→4以下

- ☐ 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示ができます。

※この制限は、豊島区景観計画だけでなく、東京都屋外広告物条例の特定の区域における広告物の規制としても定められています。

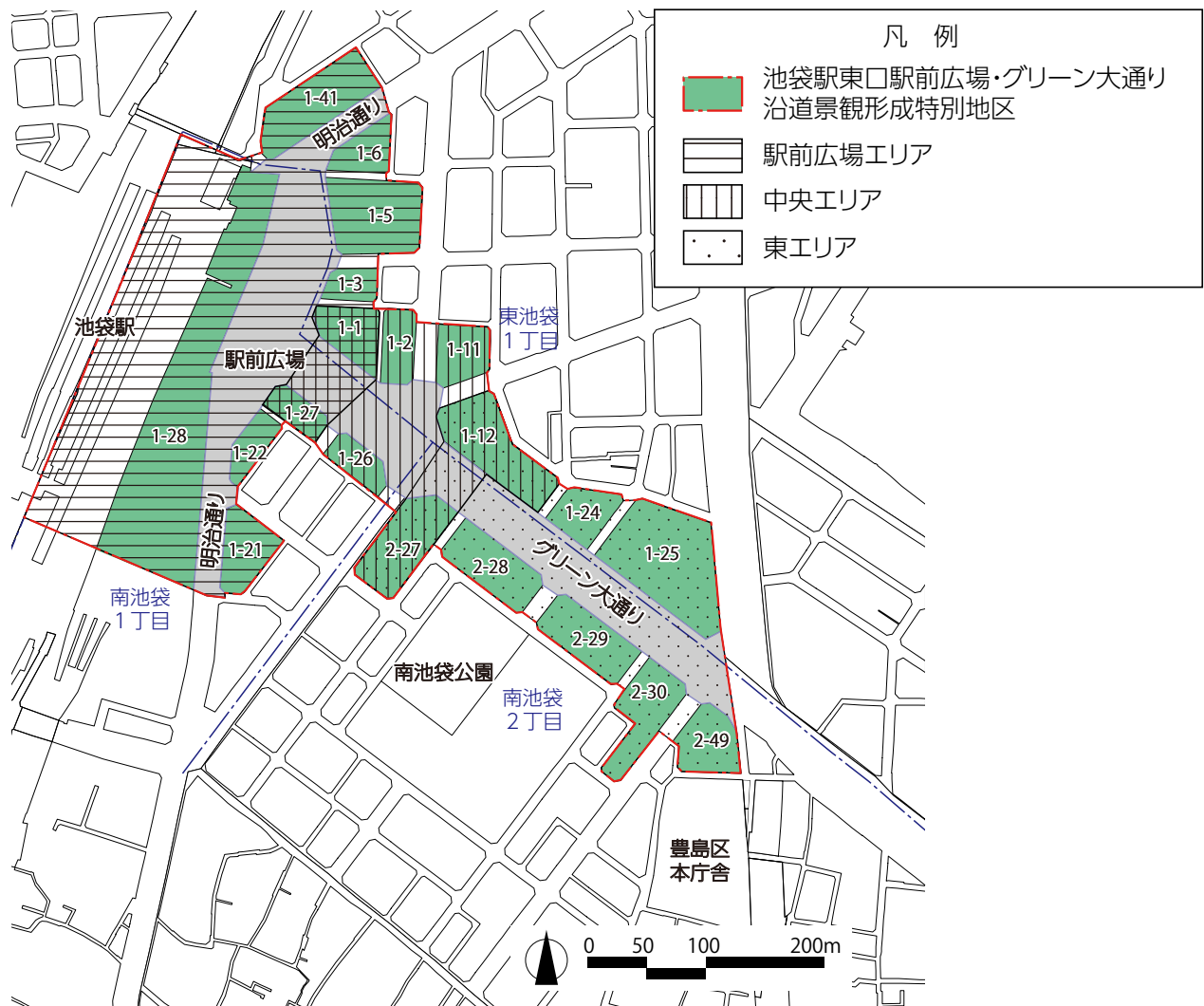
■屋外広告物の配慮イメージ



② 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区

池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区は、池袋駅東口駅前広場の周囲及びグリーン大通りの沿道を区域とします。ただし、景観形成特別地区の届出規模と景観形成基準は、明治通り、駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地に適用し、明治通り、駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地以外は、一般地域の景観形成基準を適用します。

■区域図



地区の考え方

- 屋外広告物を設置する場合は、沿道の風紀や美観を損なわないものとします。
- 建築物の壁面を利用する屋外の広告板は集約化の工夫を図ります。
- 屋外広告物に類似した窓面の内側からの掲出についても、建築物全体の色彩・意匠及び周囲の街並みとの調和に配慮します。

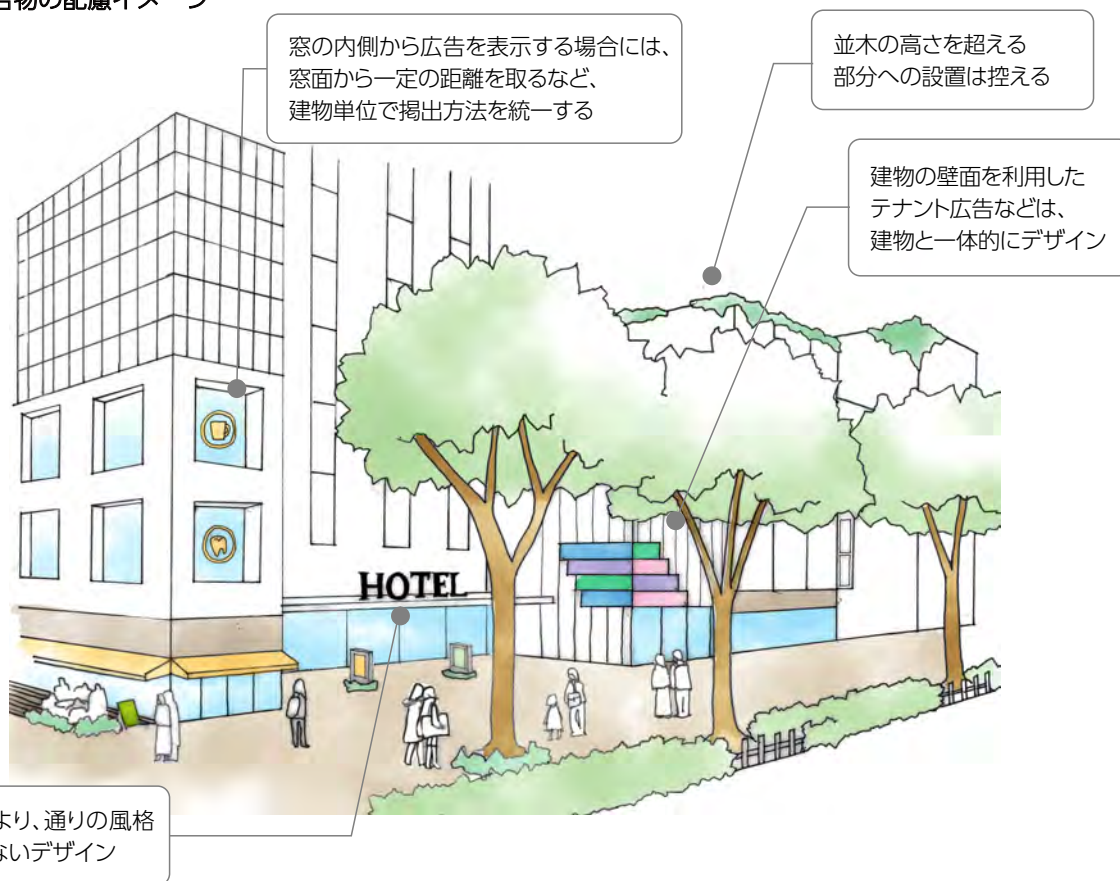
豊島区景観計画に基づく屋外広告物の表示等の配慮事項について

豊島区景観計画では、景観形成特別地区の区域内の3つのエリアの特性に応じて、以下の事項に配慮するものとしています。

〈表示等の配慮事項〉

- (駅前広場) □ 建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。
- (中央エリア) □ 建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。
並木の高さを超える部分への突出し広告、壁面広告の掲出を控える。
- (東エリア) □ 屋上部分を利用する広告塔・広告板、突出し広告の掲出を控える。
□ 並木の高さを超える部分への壁面広告の掲出を控える。

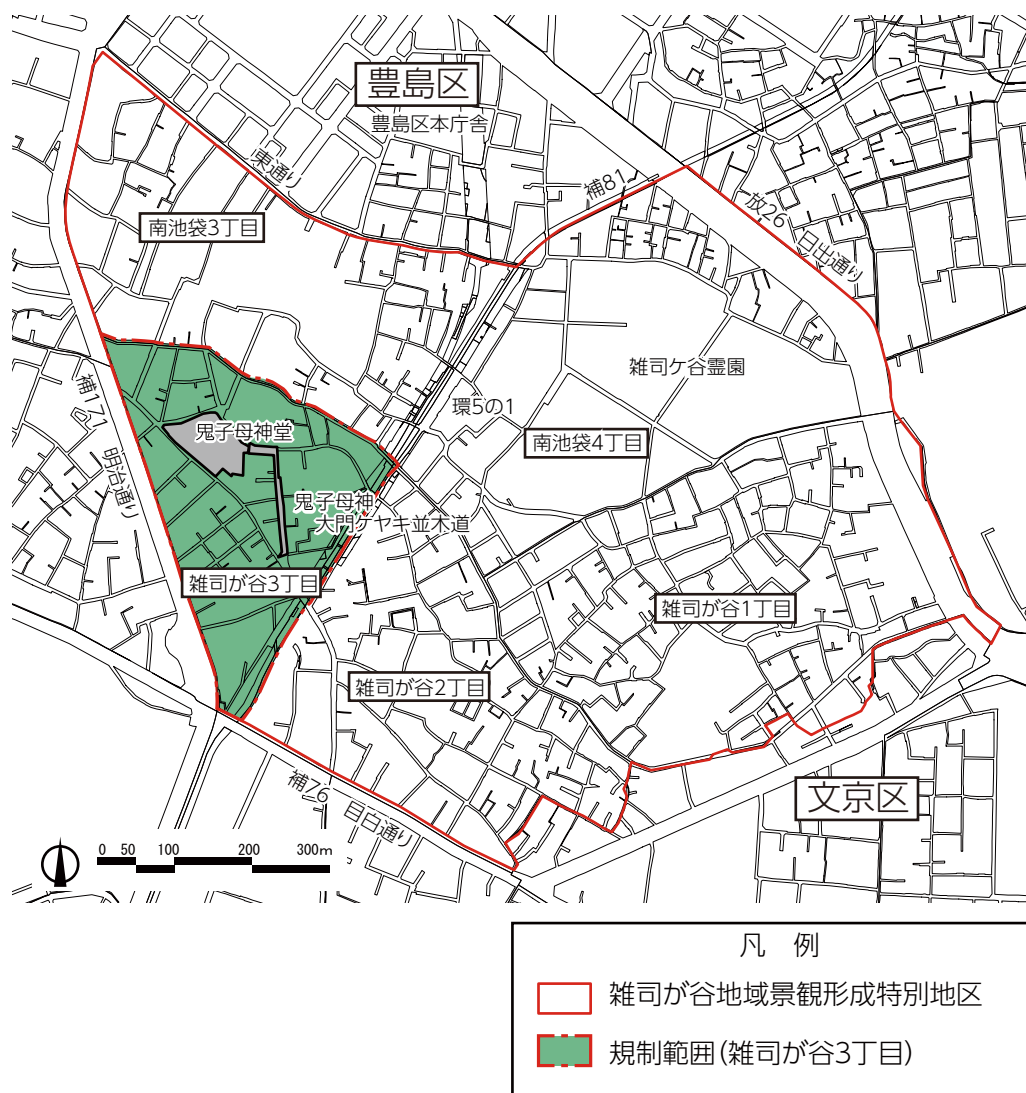
■屋外広告物の配慮イメージ



③ 雑司が谷地域景観形成特別地区

雑司が谷地域景観形成特別地区は、雑司が谷1丁目から3丁目、南池袋3、4丁目の区域とします。この内、雑司が谷3丁目の区域において、鬼子母神堂境内及び鬼子母神大門ケヤキ並木道から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制します。

■区域図



地区の考え方

- 歴史や文化が感じられる街並みに調和した色彩や素材の屋外広告物を基本とし、雑司が谷地域らしい景観を保全します。
- 鬼子母神堂や鬼子母神大門ケヤキ並木道の周辺にふさわしい景観を形成するため、色彩の色数を抑え、掲出位置や大きさに配慮します。
- 色彩等のデザインは江戸の趣が感じられる、茶系、鼠色系、青系の落ち着いた色や素材を推奨します。

豊島区景観計画に基づく屋外広告物の表示等の制限について

豊島区景観計画では、以下の制限事項を満たす自家用広告物(自社名、ビル名、店名、商標の表示など)に限って屋外広告物を表示、または掲出ができるものとしています。

〈表示等の制限事項〉

- ☐ 建物の屋上に、広告物を表示し、または設置できません。
- ☐ 光源に赤色又は黄色を使用できません。 ※1
- ☐ 光源は点滅できません。
- ☐ 建物の壁面を利用する自家用広告物の色彩は、鬼子母神堂周辺及び鬼子母神大門ケヤキ並木道沿道の街並みと調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中でその表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定めます。

＜色相＞	＜彩度＞
0.1R～10R	→5以下
0.1YR～5Y	→6以下
5.1Y～10G	→4以下
0.1BG～10B	→3以下
0.1PB～10RP	→4以下

- ☐ 東京都屋外広告物条例による許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しません。
- ☐ 建物の背後にある広告物など、鬼子母神堂境内及び鬼子母神大門ケヤキ並木道から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示ができます。

※1 赤色又は黄色とは、JIS(JISZ9101)に定める安全色(事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用)の赤又は黄とします。

※2 この制限は豊島区景観計画のものであり、東京都屋外広告物条例の特定の区域における広告物の規制ではありません。

■屋外広告物の配慮イメージ

